

## 令和7年度 東三河振興ビジョン2030重点プロジェクトにおける森林・林業の 魅力伝道事業委託仕様書

### 1 委託業務の名称

令和7年度 東三河振興ビジョン2030重点プロジェクトにおける森林・林業の魅力伝道事業

### 2 業務の目的

東三河地域※1において、2021年12月に東三河ビジョン協議会※2が策定した「東三河振興ビジョン 2030」を推進していくにあたり、広域的課題への対応を強化するため、2024年度から重点プロジェクト「東三河森林ルネッサンスプロジェクト」を実施している。

県下で唯一林業科を置く田口高等学校と連携し、魅力あるカリキュラム作成や、東三河地域の森林・林業に関連する事業者と田口高等学校林業科が作成する木工品のPR等により魅力を伝え、高等学校の魅力化を図るべく、2024年度より地域資源を活用した商品開発や環境教育、時代にあった林業の担い手育成など、地域や社会の健全で持続的な発展を担うため必要な資質・能力を育成するプログラムの開発支援等を行っているが、引き続きプログラム開発支援等を行うことを目的とする。

※1 東三河地域とは、愛知県東部の8市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町及び豊根村）で構成される地域。

※2 東三河ビジョン協議会とは、東三河の地域づくりの主体となる市町村、民間組織及び愛知県が一体となって東三河の振興に取り組むため、各地域振興施策について協議を行う場。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

### 4 委託業務の内容

「2 業務の目的」を踏まえ、以下の事項を一体的に行うものとする。

#### （1）学習カリキュラムの作成・試行

- ・令和6年度に作成した以下アからウの3つの教科または科目のカリキュラム及び教材のブラッシュアップ・一部試行を行い、学習カリキュラムの完成に向けた伴走支援を行うこと。
- ・令和7年7月までに学習カリキュラム案を完成させること。その上で、1月までに一部試行の実施及び専門家の監修を受けることとし、2月までにその結果を反映した完成版を提出すること。
- ・令和6年度の魅力伝道事業の中で実施した中学生の意向調査を反映し、田口高等学

校で学習したいと感じる内容とすること。

ア 学校設定科目「スマート林業」(案)の開発

(ア) 履修対象者：田口高等学校林業科に在籍する第2学年の生徒（10人程度）

(イ) 実施回数：1単位分（年間35時間）

※1回の授業時間は、原則50分とする。

(ウ) 内容

- ・高等学校の教育課程において実施するため、学習指導要領に定める教科「農業」の目標に準じた内容とすること。
- ・これからの林業に必要な知識及び技術を学習できる内容とすること。
- ・林業の抱える課題に対して、思考しながら解決を図る実践力を身に付けることができるような内容とすること。
- ・最先端の林業機械を見学、体験できる内容とすること。
- ・田口高等学校と連携している機関が実施する研修についても含めること。

(エ) 実施事項

- ・令和6年度に作成した年間学習計画や教材のブラッシュアップをすること。
- ・試行に外部講師が必要となる場合、必要な費用を負担すること。
- ・生徒がスマート林業を実践する場所等へ行くための支援をすること。

イ 学校設定教科「アウトドア」(案)の開発

(ア) 履修対象者：田口高等学校に在籍する第2学年の生徒（15人程度）

(イ) 実施回数：1単位分（年間35時間）

※1回の授業時間は、原則50分とする。

(ウ) 内容

- ・アウトドアに必要な知識及び技術の習得を体験的な学習を通して習得できるような内容とすること。
- ・教員が指導しやすいよう、汎用性の高い内容とすること。
- ・設楽町と連携して学習内容を深化させ、アウトドアを通して地方創生に貢献できる、課題解決能力を身に付けることができる内容とすること。

(エ) 実施事項

- ・令和6年度に作成した年間学習計画や教材のブラッシュアップをすること。
- ・試行に外部講師が必要となる場合、必要な費用を負担すること。

ウ 学校設定教科または科目「探究学習＋キャリア教育」(案)の開発

(ア) 履修対象者：田口高等学校に在籍する生徒（65人程度）

(イ) 実施回数：2～3単位分（年間70～105時間）

※1回の授業時間は、原則50分とする。

(ウ) 内容

- ・東三河地域で活躍している社会人から、体験談などをきくなどのキャリア教育を実施できる内容とすること。

- ・地域や関連団体と連携した学習活動を通し、森との共生や地方創生に貢献できる課題解決能力を身に付けることができる内容とすること。
- ・希望する生徒がインターンシップを経験できるような内容とすること。

(エ) 実施事項

- ・令和6年度に作成した年間学習計画や教材のブラッシュアップをすること。
- ・インターンシップを希望する生徒がいる場合は、インターンシップが実施できるような学校の支援を行うこと。

(2) 木工事業者と田口高等学校のコラボ商品開発及び制作

- ・木工事業者と田口高等学校のコラボ商品開発及び制作が円滑に行われるよう、伴走支援を行うこと。

(ア) 履修対象者：田口高等学校林業科に在籍する第3学年の生徒（10人程度）

(イ) 実施科目：科目「課題研究」

(ウ) コラボする木工事業者数：1者以上とする。実施回数は、1者につき2回以上とすること。

※1回の授業時間は、原則50分とする。

(エ) 内容

- ・高等学校の教育課程において実施するため、学習指導要領に定める教科「農業」の目標に準じた内容とすること。
- ・木材の価値、地域の産業について理解を深めることができる内容とすること。

(オ) 実施について

- ・商品開発のコーディネートと活動支援を行うこと。
- ・生徒が木工事業者の事業所等に見学へ行く場合は支援を行うこと。
- ・開発した商品を製造、販売する場合を想定し、計画を作成すること。
- ・使用する木材については、学校もしくは木工事業者が用意するものを使用すること。

(3) PRイベント等の開催

- ・田口高等学校や木工事業者とのコラボ商品等のPRを行う。

(ア) 木工事業者とのコラボ商品と新しい学習内容のチラシを作成する。配布先は契約後協議すること。

(イ) 名古屋もしくはその近隣地区で開催されるイベントに参加またはイベントを主催し、体験型ブースを設置し運営すること。田口高等学校の生徒がイベントに参加する場合は、生徒や学校に対する支援を行うこと。PRの際は（ア）で作成するチラシを用いること。

※体験型ブースの1回の体験時間は、原則5分以内とすること。

(4) 進路選択の支援

- ・外部講師を招き、生徒が進路選択に興味を持つことができる講話を1回以上実施すること。

(5) 学校が設置する地域学校協働本部等への参加及び講話の運営

- ・地域学校協働本部等に参加の上、田口高等学校の将来について協議する場を設定し、意見を集約して地域と学校の目指す方向性や方策をまとめること。
- ・地域活性化の専門家による講話を企画し運営すること。

(6) 情報発信

- ・令和6年度に作成したポスターや(3)PRイベント等の開催にて作成するチラシ、及びそれらの電子データを用いて、田口高等学校の魅力を県内に向けてPRをすること。

## 5 成果物の提出

ア 業務報告書（A4版縦） 4部

イ 上記の電子データ 1式

※ 電子データは県が指定する形式で作成すること。

ウ その他、県が指示したもの

## 6 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、具体的な方法や内容は、提案事項をもとに県と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 契約期間中は、業務経過全般を常に把握している専任の担当者（県との連絡調整担当者）を置くこと。
- (3) 業務を円滑・適正に運営するための組織体制・人員配置を行うこと。
- (4) 受託者は、この委託業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- (5) 業務の実施時期については、事業効果が高まるよう、県と十分に協議すること。
- (6) 受託者の負担する経費は、原則、全て当該委託料に含むこと。
- (7) 業務の遂行にあたっては、事前に実施計画を提出し、県の承認を得ること。
- (8) 受託者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、業務委託契約が終了した後も同様とすること。
- (9) 業務の進捗状況については、随時、県に報告するとともに指示を受けること。
- (10) 完了日以前に委託成果の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
- (11) 本業務により制作した成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、県に帰属するものとする。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (12) 本業務の実施にあたって、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その

取り扱いに万全の対策を講じること。

- (13) 本業務で使用する写真等については、既存のものを使用しても差し支えないが、受託事業者以外の者が著作権を保有している写真等については、その権利の取り扱いについて、県と調整して、受託事業者において著作権者の了解を得ること。
- (14) 成果物の著作権は県に帰属すること。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (15) 著しい経済情勢の変動等により、本事業の一部または全部の実施が困難となったとき、その準備行為を含めた本事業に要した費用の実支出額と契約金額のいずれか低い額を県が受託者に支払うべき額とする。
- (16) 契約終了後、5年間は本業務に関連書類を保管すること。
- (17) 本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ決定するものとする。